

令和7年度教育行政執行方針

遠軽町教育委員会教育長 佐藤 祐治

令和7年度遠軽町教育行政の基本的な考え方を申し上げ、町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、令和7年度に実施します主な施策について学校教育から申し上げます。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、急激に変化する時代の中で、「^{はぐく}育み・^{つく}創り・^{あい}愛し・^{はげ}励む心で、^{とわ}永遠に輝く遠軽町」のもと、学びあう子どもたちが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を認め合い、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが学校教育の重要な役割です。

本町におきましては、小学校と中学校が緊密に連携し、連続性や円滑化などを図り、更に連携を幼・保、高校へと広げながら、学校・家庭・地域社会での教育に携わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、学校教育の推進に努めているところです。

教育委員会としましては、引き続きその連携を基にして『知育』・『徳育』・『体育』のバランスのとれた子どもの育成とその基盤となる教育環境づくりに努めてまいります。

まず、「知育」につきましては、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、創意ある教育活動を展開する中で、生きて働く「知識・技能」の習得に努めてまいります。

第二には、習得した「知識・技能」を活用して、生き方の基盤となる言語活動の充実と情報活用能力や問題発見・解決能力

等の育成により、「思考力・判断力・表現力等」を育ててまいります。

第三には、学校・家庭・地域社会の三者が連携を図り、広く児童・生徒の学習に関わりながら教育環境を整え、未来に誇れる文化や自然遺産、人材などの教育資源を活用し、「学びの質」を高め、「学びに向かう力、人間性等」を育成してまいります。

次に、「徳育」につきましては、児童・生徒の「豊かな心」を育てるために、基盤となる道徳教育において、教科道徳の授業を核とし、多様な体験活動を通して、命の尊重、善悪の判断、人を思いやる心情や自然と大地の恵みに感謝する心など、「豊かな人間性」を培ってまいります。

「体育」につきましては、児童・生徒の「健やかな体」を育てるために、望ましい生活習慣の改善を図るとともに、運動やスポーツに自己の適性に応じた関わりをもち、社会教育とも連携し、運動習慣の定着と体力・運動能力の向上に努めてまいります。

次に、学校教育の重点事項について申し上げます。

一つ目に学校教育の推進につきましては、子どもたちの「生きる力」と郷土を愛する心を育むため、『知育』・『徳育』・『体育』の育成に努めるとともに学校・家庭・地域との連携を図りながら、体験教育の充実や地域の特色ある教育活動を推進してまいります。

二つ目に学習環境の整備につきましては、すべての子どもたちが安心して学び、成長できるよう学習支援の充実を図るとと

もに安全で快適な学習環境を提供するため、学校施設の整備に努めてまいります。

また、丸瀬布・白滝地域の学校の在り方につきましては、引き続き、地域の実情を考慮しながら学校・保護者・地域と協議を重ね、慎重に検討を進めてまいります。

三つ目に高等学校への支援につきましては、町内唯一の高等学校である北海道遠軽高等学校に対し、町長部局と連携しながら魅力ある学校づくりを支援してまいります。

次に、学校教育の主要事業について申し上げます。

小・中学校の教育振興では、特別支援教育支援員及び英語指導助手の配置、教育相談・不登校対策の体制整備、中学校教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書の購入を実施してまいります。

ICT教育では、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末の全小学校分の端末更新、中学校教科書改訂に伴う指導者用デジタル教科書の導入、小・中学校の一人一台端末のフィルタリングソフト更新など、ICT教育推進のための環境整備を実施してまいります。

就学援助では、要保護・準要保護児童生徒の保護者に対して援助するとともに、新入学学用品費を入学前に支給してまいります。

小・中学校の施設整備では、2か年計画の1年目となる遠軽小学校大規模改修工事、生田原中学校暖房設備改修工事など学校施設の環境整備を実施してまいります。

教職員住宅の環境整備では、西町教職員住宅の屋根塗装工事

を実施してまいります。

高等学校の支援では、北海道遠軽高等学校に通う生徒の進学・就職支援、また、学級数維持・生徒確保を支援するための補助を実施してまいります。

学校給食では、遠軽小学校共同調理場設置に伴い、遠軽小学校から安国小学校へ給食配送を円滑に行うとともに、老朽化した施設の修繕など、安全・安心な給食を提供するための環境整備を実施するほか、高騰する給食食材費の影響による児童・生徒の給食費の一部について国の交付金を充当し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

人口減少に伴う少子化や高齢化、グローバル化や情報化の進展など、社会が大きく変化する中、人生100年時代を一人ひとりが、豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるため、多様で複雑化する課題の解決に向けた取り組みが求められています。

本町におきましては、令和4年度から令和8年度における「第4次遠軽町社会教育中期計画」に基づき、町民主体による学習活動、文化・スポーツなどを通じて生きがいを創造し、豊かな「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を目指すことを社会教育目標達成の新たな視点としており、社会教育の重点事項として取り組んでまいります。

一つ目の「人づくり」につきましては、自主的な学びを通じて、目的や意識を持って学ぶ人づくりのための環境整備が必要であり、学びや活動を通して自ら考え、よりよい地域づくりの

ために貢献できる人づくりに取り組んでまいります。

二つ目の「つながりづくり」につきましては、地域住民がつながり合うこと、互いを刺激し合うことが、お互いの成長につながります。人と人、地域と地域が学びの中からつながり合うことで、将来の地域を担うための人材づくりに取り組んでまいります。

三つ目の「地域づくり」につきましては、地域づくりは一体感が大切です。このため、地域住民一人ひとりが自分のこととして「わがマチ」のことを考え、地域を知り、学び、生かすためにも今ある地域資源の活用に取り組んでまいります。

次に社会教育の主要事業について申し上げます。

青少年教育では、未来を担う子どもたちの健全育成を図るため、家庭・学校・地域との連携のもと、地域の特性を生かした各種事業を引き続き推進するとともに、優れた芸術や文化に触れる機会や発表・交流の場などの提供に努めてまいります。

家庭教育では、家庭教育はすべての教育の出発点であることを踏まえ、今後も家庭の教育力向上を推進するため、保護者に対する学習機会の提供やオンラインを活用した子育て資料による情報提供の充実など、家庭教育の支援を行ってまいります。

成人・高齢者教育では、成人教育やシニア教育の活動を支援するために、高齢者大学や生涯学習講座などの各種学習機会や学習情報の提供、有志指導者の育成に努めるとともに、引き続き社会教育関係団体の活動に対し、支援を実施してまいります。

芸術・文化活動の振興では、遠軽町芸術文化交流プラザを拠点とし、指定管理者である遠軽商工会議所との連携を図り、日

常的な芸術・文化活動や発表の機会、交流の場の充実に努めるとともに、文化の伝承と次代を担う人材の育成など、文化団体が連携し、活動の活性化を図るための支援を実施してまいります。

また、施設整備としまして、北海道の無電柱化事業に合わせて防災機能の向上等を目的として、芸術文化交流プラザ無電柱化工事を実施してまいります。

更には、遠軽町合併20周年を記念した、各種公演事業を開催し、町民へ優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供してまいります。

喫緊の課題であります学校部活動の地域移行につきましては、文化庁及びスポーツ庁が定める「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度からの3年間を改革推進期間と位置付けており、休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組むこととしております。本町では、令和5年12月に「遠軽町部活動地域移行検討協議会」を設置し、町内中学校における部活動の環境構築、地域における子どもたちの活動の機会確保及び教職員の働き方改革の実現を図る観点から、学校における部活動の段階的な地域移行に向けた課題に対して、今後も継続的に取り組んでまいります。

文化財では、令和5年6月27日に日本最古の国宝に指定された「北海道白滝遺跡群出土品」を主とする貴重な資料の保管・展示を行う遠軽町埋蔵文化財センターの更なる活用と、火山活動による黒曜石誕生の過程を紹介・展示する遠軽町白滝ジオパーク交流センターとの連携を図り、文化財の保護と普及に

努めてまいります。

社会教育施設の整備では、建設後30年以上経過するものも多くあるため、令和6年11月に策定された遠軽町公共施設見直し方針に基づき施設の統廃合も含め、計画的な整備に取り組んでまいります。

4図書館・室では、利用者ニーズに応えた図書の実質的な地域資料の収集保管を行うなど、生涯学習活動を支援する拠点施設にふさわしいサービスを提供するとともに、町民の読書習慣を醸成し、これまで以上に親しまれる図書館・室の運営に努めてまいります。

スポーツの振興では、町民の健康増進や体力づくりを推進するため、各種スポーツ教室・大会などを関係団体との連携・協力のもと開催してまいります。

また、社会体育施設の有効活用と地域の活性化や交流人口の拡大を図るため、関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会やスポーツ合宿などの誘致活動を積極的に推進してまいります。

遠軽地域の社会体育施設では、NPO法人遠軽町スポーツ協会が指定管理者として管理運営を行っており、従前より休館日・開館時間の見直しや、町民ニーズに応えた自主事業の取り組みなどを展開し、利用者本位の施設運営を進めていることから、今後も更なる利用者サービスの向上に努めてまいります。

また、社会体育施設の整備としましては、省エネ及び水銀灯などの製造中止に備えた遠軽地域スポーツ公園の夜間照明のLED化と、劣化が進んでいるえんがる球場の大規模改修工事に向けた実施設計委託を行ってまいります。

以上、遠軽町教育行政推進の基本的な考え方について申し上げましたが、教育委員会としましては、その使命と責任の重さを自覚するとともに、教育基本法を踏まえつつ、時代の変化に迅速に対応しながら、本町の教育の目指す姿であります「主体的に学び 生きる力を身につける人を育てる」の具現化に向け、引き続き、学校・家庭・地域の皆様と連携を図りながら活力ある持続可能な教育行政の推進に努めてまいります。

町議会並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和7年度教育行政執行の方針といたします。